

介護用品給付サービス

■内容

在宅介護を支援するために紙おむつなどを自宅まで配達します。

■対象者

在宅で常時紙おむつなどを必要とする人で次のいずれかに当てはまる人

- ・要介護4・5の認定がある人
- ・要介護認定の訪問調査または町が実施する訪問調査において、「排泄」又は「排尿」に「介助」又は「見守り」が必要と認められた人

■給付限度額（ひと月当たり）

- ・町県民税非課税世帯の人：6,000円
- ・町県民税課税世帯で本人非課税の人：3,000円



■利用方法

役場又は高齢者相談センターに申請書を提出。
心身状況などを調査し、給付の可否が決定されます。

老人日常生活用具給付

■内容

電磁調理器、火災報知器、自動消火器の給付を行います。

■対象者

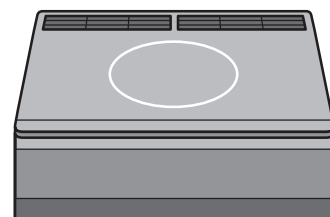
- ・電磁調理器
おおむね65歳以上であって心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要なひとり暮らしの人
- ・火災報知器、自動消火器
おおむね65歳以上の寝たきりの人、ひとり暮らしの人

■費用

生計中心者の前年所得税課税年額に応じて、
無料～全額負担

■利用方法

役場又は高齢者相談センターに申請書を提出。
世帯状況、心身状況などを調査し、給付の可否が決定されます。



■問い合わせ■

役場 長寿あんしん課又は高齢者相談センター

福祉機器貸与

■ 内容

福祉機器を短期間(3か月を限度)貸し出します。

〈借りられるもの〉

- ①車いす ②ベッド ③歩行器 ④歩行車 ⑤入浴用踏み台 ⑥シャワーキャリー
- ⑦シャワーチェア ⑧介助バー ⑨オーバーテーブル ⑩ポータブルトイレ

■ 対象者

- ・在宅で介護を必要とする人(ただし、介護保険サービスが優先されます。)
- ・骨折などで一時的に必要な人
- ・外出などで短期に利用される人など

■ 費用

無料

(岡垣町社会福祉協議会から自宅への運搬費用は自己負担となります。)

■ 利用方法

岡垣町社会福祉協議会に申請します。

貸与条件を満たしていれば

利用できます。

自宅への配送は行っていません。



高齢者等住宅改造助成

■内容

高齢者などに配慮した住宅に改造するとき、対象工事に要する経費のうち、最高30万円まで助成します。

■対象者

改造する住宅に住む人全員が住民税非課税で、次のいずれかに当てはまる人および同居する人

- ・介護保険の要介護・要支援認定がある人
- ・身体障害者手帳1，2級または車いすの交付対象者
- ・知的障がいのある人、重複障がいのある人

※ただし、介護保険サービスが優先されます。

■対象となる工事

- ・介護保険の対象となる工事
(介護保険の限度額20万円を超えた部分を30万円を限度として助成)
- ・介護保険の対象にならない工事で、玄関、居室、浴室、便所など、介護を必要とする人が利用する部分で、町長が必要と認める工事。

■利用方法

役場又は高齢者相談センターに申請書を提出。世帯状況、心身状況、工事個所の確認などを行い、助成の可否が決定されます。



■問い合わせ■

役場 長寿あんしん課又は高齢者相談センター

軽度生活援助

■ 内容

- ・ 外出・散歩の付き添いなどの外出時の援助
- ・ 宅配の手配、食材の買物などの食事・食材の確保
- ・ 庭・生垣・庭木等家周りの手入れ
- ・ 家屋の軽微な修繕
- ・ 家屋内の整理整頓
- ・ その他在宅のひとり暮らし高齢者等の生活支援に資する軽易な日常生活援助

■ 対象者

日常生活上の援助が必要で、

- ・ おおむね65歳以上のひとり暮らしの人
 - ・ 高齢者のみの世帯
 - ・ 上記に準ずる世帯に属する高齢者
- ※ただし、介護保険サービスが優先されます。



■ 費用

- ・ 生活保護および老齢福祉年金受給世帯で町県民税非課税世帯の人は無料
 - ・ 上記以外で町県民税非課税世帯の人は3割負担
 - ・ その他の世帯は全額自己負担
- ※ただし、材料費および処分費等は全額自己負担

■ 利用方法

役場又は高齢者相談センターに申請書を提出。
世帯状況、心身状況、希望サービス内容などを調査し、実施の可否が決定されます。

■ 問い合わせ ■

役場 長寿あんしん課又は高齢者相談センター

緊急通報システム

緊急時における連絡手段の確保が困難な人に対し、ボタンを押すだけで受信センターにつながる装置を貸与します。緊急時にすぐに駆け付け、安否確認を行うことのできる協力員が2名必要です。

■内容

- ・緊急通報対応
利用者からの緊急通報を受け、状況に応じて協力者や親族に連絡し、必要に応じて救急車の出動を要請します。
- ・健康相談
看護師などが、生活や健康面での不安や悩みごとの相談を受け付け、適切なアドバイスをを行います。
- ・お伺い電話
受信センターから月1回利用者宅へ電話をかけて、健康状態や生活全般の様子をお伺いし、安否確認を行います。
- ・人感センサー
センサーの取り付けた場所を18時間通らない場合に、自動的に受信センターに通報します。

■対象者

- ・おおむね65歳以上のひとり暮らしで発作性の疾患があり、常時注意を要する人
- ・介護保険の要介護1以上の認定がある人
- ・ひとり暮らしで重度の身体障がいがある人
- ・その他、上記に準ずると町長が認めた人

■費用（ひと月当たり）

- ・生活保護世帯：無料
- ・住民税非課税世帯：200円
- ・その他の世帯：500円

※半年ごとに口座振替で納めます

■利用方法

役場又は高齢者相談センターに申請書を提出。
世帯状況、心身状況等を調査し、貸与の可否が決定されます。



■問い合わせ■

役場 長寿あんしん課又は高齢者相談センター

配食サービス

■ 内容

利用者の栄養改善や見守り、食の確保などを目的として、週5日を限度に夕食の弁当を自宅まで配達します。

■ 対象者

高齢・心身の障がいにより買い物や調理が困難又は、栄養改善や見守りが必要と思われる人で、

- ・ おおむね65歳以上のひとり暮らしの人
- ・ 高齢者のみの世帯
- ・ 上記に準ずる世帯に属する高齢者・身体障がいのある人
- ・ 療育手帳「A」の交付を受けている人
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている人

※食物アレルギーのある人はご利用できません。

■ 利用日

火～土曜日(8/13～15・12/29～1/3を除く)

■ 利用方法

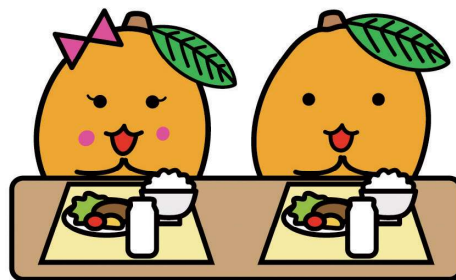
役場又は高齢者相談センターに申請書を提出。

世帯状況、心身状況などを調査し、実施の可否及び利用回数が決定されます。

※利用料等の詳細についてはお問い合わせください。

※おおむね年に1回、継続利用可否についての実態調査があります。

民間の配食事業者のご紹介もしています。



■ 問い合わせ ■

役場 長寿あんしん課又は高齢者相談センター

買い物支援サービス

■ 内容

買い物に困っている人の支援として、地域や関係団体と連携し、やっばあ～岡垣が行っている移動販売を支援しています。誰でも利用でき、会員登録などは必要ありません。気軽に足を運んでください。なお、雨天時などは中止になることがあります。



- 高陽団地地区
(月曜日・木曜日)
- ①鍋田公民館
9:30～9:50
 - ②西高陽公民館
10:00～10:15

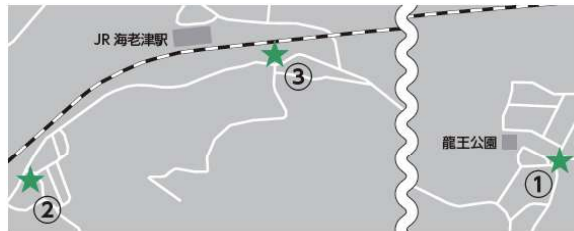


- 旭台地区 (水曜日)
- ①旭中央公園
10:05～10:25
 - ②旭西公園
10:35～10:55
 - ③旭東公園
11:05～11:15

- 海老津地区 (火曜日)
- ①ぜぜ町公園付近
9:30～9:45
 - ②情報プラザ人の駅コミュニティ-広場
9:55～10:15
 - ③宝1組
10:25～10:45



- 高倉地区 (木曜日)
- ①上高倉区コミュニティ広場
10:35～10:55



- 海老津・戸切地区
- ①龍王団地(水曜日・金曜日)9:30～9:50
 - ②宝2組(金曜日)10:00～10:15
 - ③海老津駅南1丁目(金曜日)10:30～10:50

町公式ホームページ▼



※必要なものを事前に注文しておく、希望する移動販売の場所で購入することができます。

※戸別配達も行っています。詳しくはやっばあ～岡垣にお問い合わせください。

■問い合わせ■

役場 長寿あんしん課
やっばあ～岡垣 TEL282-6799

運転免許証自主返納支援

■内容

運転免許を自主的に返納された65歳以上の人(64歳以下で、若年性認知症の診断を受けた人を含む)に、下記の町内公共交通機関等の利用券をいずれか一つ交付します(交付はひとり一回限りです)。

- ①交通系ICカード
- ②コミュニティバス回数券
- ③タクシー初乗り利用券
- ④乗合タクシー回数券

※いずれもおおむね15,000円相当分

■対象者

次のすべてに該当する人

- ・6ヶ月以内に運転免許を自主返納(全部取り消し)した人
(有効期限が切れている場合は対象外)
- ・自主返納時に満65歳以上の方、または若年性認知症の診断を受けた人

■利用方法

最寄りの警察署または自動車運転免許試験場で運転免許の自主返納手続きを行った後、下記の必要書類と申請書を役場長寿あんしん課に提出。

(必要書類)

- ①運転免許の取消通知書
- ②取り消しとなった運転免許証または身分証明書
- ③65歳以下の場合のみ、認知症の診断がわかる書類の写し

※①は免許返納時にその場で交付されます。

※代理人の場合は本人の印鑑と代理人の身分証明書が必要です。

■問い合わせ■

自主返納支援に関すること……役場 長寿あんしん課

運転免許自主返納手続きに関すること……折尾警察署 TEL:691-0110

送迎サービス

■内容

通院や公的機関での手続きをするときに、車で送迎します。

■対象者

車いすや常時杖を使用しなければ歩行が困難な高齢者又は障がいのある人で、町県民税が非課税又は均等割程度の課税がなされている人

■費用

無料 ※利用は月3回までです。

(ただし、1回の送迎にかかる燃料代、高速料金、駐車料金等は自己負担となります。)

■利用方法

岡垣町社会福祉協議会に申請します。

心身状況などを調査し、利用の可否が決定されます。

入浴サービス

■内容

週1回程度「恵の家」に送迎し、入浴します。

■対象者

在宅で入浴が困難な寝たきり高齢者などで、介護保険の入浴介助を利用できない人

■費用 1回370円

■利用方法

岡垣町社会福祉協議会に申請します。

心身状況などを調査し、利用の可否が決定されます。

■問い合わせ■

岡垣町社会福祉協議会

日常生活自立支援(実施主体：福岡県社会福祉協議会)

■内容

福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等預かりサービスを行います。

※申請後訪問調査があります。

※利用開始まで2か月程度かかります。

■対象者

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分なため日常生活でお困りの人

■費用

1回(1時間まで) 1,000円

1時間を過ぎる場合は30分ごとに350円が加算されます。

ずっと安心プラン

高齢者や障がいのある人などが安心して生活できるように、事前に岡垣町社会福祉協議会が預託金を預かり、葬儀・家財処分などのサービスを実施します。契約後は、定期的な見守りや鍵の預かり、入退院のお手伝いなどを行います。

■内容

①定期的な見守り

②死亡時の葬儀・納骨・残存家財処分等(預託金の範囲内で)

※契約時に、希望の葬儀・納骨方法や通知先などの打ち合わせが必要です。

■対象者

町内に居住するおおむね65歳以上の高齢者および障がいのある人で、近くに親族がいない人など

■費用

入会金・年会費のほか、希望する葬儀・納骨等の諸費用、家財処分費等を預託金として預かります。

■問い合わせ■

岡垣町社会福祉協議会